

①1号及び2号の副食費については、月額4,500円(※)を徴収します。

②3号(0～2歳児クラス)の給食費は、これまでどおり保育料に含まれるため、変更はありません。

③免除の対象となる世帯へは、町から通知を送付します。

④満3歳児の1号認定は別途主食費(月額2,000円)を徴収します。(ただし、第1階層を除く。)

※費用については、変更となる場合があります。

副食費の免除対象の範囲

副食費を免除する範囲

(1号)市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯及び第3子以降

(2号)市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯及び第3子以降

※2号のうち、ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯については、

市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯が免除対象となります。

1号及び2号(ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯)認定		2号認定(左記以外の世帯)					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯						
第2	市町村民税非課税世帯						
第3	市町村民税所得割						
第4-1	48,600円以上						
の一部	57,700円未満						
第4-1	57,101円以上						
の一部	72,800円未満						
第4-2	72,800円以上						
	77,101円未満						
第5-1	77,101円以上						
	97,000円未満						
第5-1	97,000円以上						
	133,000円未満						
第5-2	133,000円以上						
	169,000円未満						
第6-1	169,000円以上						
	235,000円未満						
第6-2	235,000円以上						
	301,000円未満						
第7	301,000円以上						
	397,000円未満						
第8	397,000円以上						

町外の園を利用している場合について

町外のこども園等をご利用の場合は、免除の対象となる場合であっても利用施設に副食費をお支払いいただく必要がある場合があります。その場合には、お支払いいただいた副食費の費用をひと月当たり4,500円を上限として年度末に一括して補助(※)を行います。

※対象となる方は、補助金の申請が必要となりますのでご承知ください。